

報告第4号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年2月15日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第3号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和3年1月20日

つくば市長 五十嵐立青

和解について

道路管理上の瑕疵に係る事故に関し、次のとおり和解する。

1 事故発生の日時

令和2年7月14日 午前7時15分頃

2 事故発生の場所

つくば市八幡台1番地2地先

3 相手方

(1) 住所 つくば市■■■■■■■■■■

(2) 氏名 ■■ ■■■■

4 事故の概要

上記日時場所において、相手方が市道5-1706号線を小白裕から柳橋ゴルフ場方面に向かって走行中、一見すると水たまりのような道路の穴により、車のタイヤ、ホイールを破損させたもの。

## 5 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金20,350円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。